

平成 21 年 第 1 回定例会 （第 6 日 3 月 25 日）

〔討論〕 沖本

議長からのご指名をいただきましたので、市政クラブを代表いたしまして、今定例議会に上程されましたすべての諸議案について、賛成の立場を明らかにし討論を行ってまいります。

議案番号とは順不同になりますことを先に申し上げ、ご承知いただきたいと存じます。

まず初めに、平成 21 年度の予算編成について、議案第 9 号、平成 21 年度座間市一般会計予算の総括的な討論を行ってまいります。

遠藤市政としての初めての予算編成となる平成 21 年度予算、大変厳しい経済情勢の中にあっても、市民から求められる多様なニーズと大きな期待にこたえるべく、全庁を挙げてボトムアップによる抜本的な見直しと的確な事業立案による予算配分を行い、財源の効率的・効果的な重点配分に努められ、債務解消を図りつつも必要な事業については果敢に措置する。こうした姿勢で臨まれた遠藤市長並びに市職員の皆さんに対して、まずもって敬意をあらわすものです。そして、その姿勢は一般会計予算における新規事業の 20 件、充実を図る事業 9 件、その他継続事業としての 25 件にあらわれているものだと、我々市政クラブとして判断をするとともに、それら個々の事業に対して評価し、賛意を示すものです。

それでは、幾つかの事業に触れ、所見を述べたいと思います。

まず民生費について、民間賃貸住宅の自治体に関するアンケート調査によれば、賃貸人の約 16%が高齢者等への入居を制限しているとされており、このため国土交通省は、平成 18 年度にあんしん賃貸支援事業を創設しました。あんしん賃貸支援事業が生まれた背景には、国の住宅政策の基本法となる平成 18 年 6 月に制定された住生活基本法等により、市場重視とストックの有効活用という新たな方向性が示され、その中で市場原理にゆだねるだけでは、住宅確保が困難な人たちに対する住宅セーフティネットを構築していくためには公営住宅、公的住宅等を中核としつつ、民間賃貸住宅市場においても環境整備を進めていくことが必要とされたからであります。今回、本市においてもあんしん賃貸支援事業として、高齢者の入居を拒まない民間賃貸住宅を情報提供するための住まい探し相談会の開催や、サポーターを派遣して契約時の支援等を行う新たな事業に予算措置をされたことは、率直に評価をするものです。

次に衛生費について、母子保健事業の妊婦健康診査は、妊娠週数に応じた問診、診察及び検査、計測により、妊娠経過、合併症及び偶発症について観察し、流産・早産等の防止など、母と子の障害予防に重点を置いているものであり、身体の異常の早期発見と適切な指導を行い、安全な出産を迎えるために診査を受診する回数は 14 回程度が望ましいとされております。このことから、今回本市において診査助成回数を、平成 20 年度の 5 回から平成 21 年度 14 回にふやすということは、理にかなったものであります。少子化社会の到来が問われ久しく、国を始め地方自治体においても多様な少子化対策と子育て支援の取り組みが行われているところであり、今回の事業策定は大いに評価をするものです。

次に商工費について、世界的な景気悪化の影響を受けて、売り上げ減少、収益圧迫、資金繰りの悪化等、中小・小規模企業を取り巻く状況はさらに厳しさを増しています。会社を守り、さらには雇用を守らなければならない必死な思いで頑張られている中小・小規模企業の経営者の方々がいらっしゃいます。そういった方々は、経営安定にかかわる行政の施策に大きな期待を寄せられていると思います。今回信用保証料等一部補助事業として、中小企業や小規模事業者の経営安定を図るため、緊急経済対策の一環として現行の信用保証料の補助限度額を1万5,000円から2倍の3万円に拡大されることは、率直に評価をするものです。

そして教育費について、学校給食運営管理事業として、今回、給食用食器を熱伝導がよいため、熱いものを入れると持てなくなり犬食いの原因にもなっていると言われるアルマイト食器から、食品衛生法の基準に適合し、環境ホルモン等有害物質を溶出せず、耐熱温度、耐衝撃性、耐薬品性にすぐれたエポカル食器に3年計画で変更されます。平成21年度は5校への導入を計画されていることは、子供たちの食育の一面からも安心・安全の観点からも大いに評価をするものであります。

以上、一般会計予算における幾つかの新規事業あるいは充実を図る事業について評価すべき点を挙げ賛意を示すわけではありますが、ここで、市政クラブとしては当局に対して、要望を求めておき、議員各位にはその上での賛意であることを承知していただきたいと存じます。

民生費の中の心身障害児通園事業における児童デイサービスの充実を図るための児童デイサービスサニーキッズの全面委託に関してですが、今回この事業施行における民間事業所の育成や将来性、あるいは委託先事業者の熱意を認識した上で我々は賛意をあらわすものです。しかしながら、今この時点においても、保護者の方々全員の理解、賛同が得られたわけではありません。この事業に求められていることは、子供たちの療育における環境を維持し、さらには向上させることにあります。そして、もう一つは、保護者の方々に対しての心のケアも我々としては重点課題として考えています。保護者の方々が抱く個々の期待像と現実像との乖離、そしてそれゆえ心配が尽きない。だれかにすがりたいという気持ちで日々を送っておられる方もいらっしゃいます。今後においても行政の責務として誠実なるフォロー体制を要望するものです。

それから、討論の趣旨から少し外れるかもしれませんが、総括質疑で求めた緊急雇用対策について申し添えておきます。今月12日、舛添厚生労働相は、雇いどめなどに対する雇用保険関連法案をめぐり、年間離職者の約1割が今月3月31日に集中している傾向を明らかにしました。3年の派遣期限を一斉に迎える2009年問題の要素から加わることし3月は職を失う人がさらに膨らむ可能性がある。舛添氏は雇用保険以外の手段で対応する考えを示しています。ある自治体では、緊急雇用対策として実施している市の臨時職員雇用などへの応募状況や相談件数を見る限り、離職者側の切迫感が感じられない。大量の離職者が発生するピークは3月になるのではないかと述べ、3月末で雇いどめとなる離職者に向け、

4月以降の雇用対策を早急に固める方針を示しています。本市においても、危機管理の意識を持って緊急雇用対策の早期導入を、改めて求めておきます。

住宅用太陽光発電設備設置助成制度についてもそうではありますが、当局の慎重さというか、堅実さというか、石橋をたたいて渡るという考えは否定はしませんが、「違う違う、たたいても渡らないんだよ」と呼ぶ者あり）たたき過ぎて（「割れてるんだよ」と呼ぶ者あり）壊してしまえば渡れません。渡ることができないようではどうしようもない、そうなる前にぜひ橋を渡ることを望み、そして受けとめていただくことを期待して、本議案に賛意を示すものです。

議案第4号から第8号、第10号から第15号などについては、それぞれ事業の趣旨並びに実効性を認め、評価をし、賛意をあらわします。

それでは議案第3号、平成20年度座間市一般会計補正予算（第6号）の関係についての賛成討論を行います。

県補助金社会福祉費交付金による地域介護・福祉空間整備等施設整備事業について、この事業の対象となっている小規模多機能型居宅介護施設の事業者が、別の施設で起こした過ちに対して、今回各会派がどのような解釈をし、今回の交付補正予算の賛否にどう反映させ、決議するかが大きな争点となることは、さきの動議、修正案の提案説明からも周知されているところでございます。今定例会における一般質問の中で問われ、我々も事態を知ることとなったこの問題は、教育福祉常任委員会の中でも議論され、その際この事業に反対されている会派よりさきに説明のありました交付金分を予算案から除く修正案も提出されています。これらのことは14日の朝日新聞の朝刊にも報じられております。

平成18年9月に、市内の有限会社が開設した市内で初めての小規模多機能型居宅介護施設ふれんどりの家、この施設の事業者とある職員が交わした雇用契約におけるトラブル、このことについては両者の間で立会人のもと合意書が交わされ和解が成立していますが、事業者側に過ちがあったことは事実として認識しておかなければなりません。また、この職員が入院などの理由で不在となっていた期間も事業者が介護報酬を受け取っていたことから、市として報酬の30%を減算するペナルティを科しています。事業者が意図的に行ったかどうかということは別にし、事業者側に過ちがあったことは事実として認識しておかなければなりません。

そして、今回、この事業者が昨年二つ目の小規模多機能型居宅介護施設ふれんどりの郷を開設されました。今回、その施設に県支出金社会福祉費交付金1,500万円を交付するという補正予算が組み込まれております。施設そのものは異なるものの、事業者が同じである施設に補助金を支給することが果たして適切と言えるのか。さらには、開設するため提出した申請書の日付において、実際にはもっと後に提出されたはずのものが開所日と同じ10月1日に修正されていたことも明らかになりました。当局も事業者の了解のもとにその場で修正をしたと認められています。これもまた公の機関である行政として過ちがあったということも事実として認識しておかなければなりません。

私は個人的に、福祉事業にかかわる何人かの事業者の方に、今回のことに関して意見を伺いました。まじめに事業をしている事業者から見れば、とんでもない話、でも既に利用者がいてその方たちが一番の被害者となってしまうことを考えると何も言えないとおっしゃる方。また、絶対に許すべきではない、利用者には気の毒だが賛否の論点から外れる。これを許せば抑制できないと厳しいご意見をおっしゃる方もいました。

さて、我々市政クラブとしては、こうした事実関係、そしてこうしたご意見を伺った上で、賛否について重々議論をさせていただきました。そして、最終的にこの事業に賛成する結論に達しました。それは、この件に対し、補助金を交付しないというペナルティによって制するのではなく、あえて補助金を交付し、事業を継続させることによって制することを選択すべきと判断したからであります。（「補助金は出してもいいんだよ」と呼ぶ者あり）今回の件について、単純に交付金の交付を取りやめることが、あるいは凍結するということが最善と言えるでしょうか。（「ペナルティじゃないんだよ」と呼ぶ者あり）過ちがあった事業者に対し重いペナルティを科すことで、今後における発展につながるでしょうか。抑制につながるでしょうか。今回の過ちに至った経緯、なぜこういう過ちが起きてしまったのかその真の原因を追求し、改善し、そして適正なる事業の運営、サービスを利用者に提供することを求めるべきではないでしょうか。

さきに行われました教育福祉常任委員会の中で、私は市政クラブの要望として、当局に対し、ふれんどりいの郷への早急な指導とその報告を求めました。そして、先週 18 日に指導に入られ、その結果報告が一昨日、23 日に教育福祉常任委員会協議会の中で示されました。この報告の中から露呈されたことは、今回の過ちは事業者側の問題というより、行政側の指導に問題があったのではないかという疑念です。

小規模多機能型居宅介護サービスは、平成 18 年 4 月の介護保険制度改正により創設されました。そういった地域密着型サービスの一つであります。そして、ふれんどりいの家は平成 18 年 9 月に開設された施設であります。来月 6 日には入学式を迎えるびかびかの 1 年生の子供たち、希望と不安を胸に新しい環境へ踏み出します。そして、その子供たちの希望や不安を受けとめ指導する先生方や地域の方々があります。そして適切な指導のもと子供たちは輝かしい将来に向けてはぐくまれ成長します。まさにふれんどりいの家もふれんどりいの郷も同様ではないでしょうか。（「子供と一緒にしちゃだめだよ」と呼ぶ者あり）問われるべきは 1 年生のふれんどりいの家に対してその希望や不安を受けとめ、行政指導が適切に行われていたのか、継続して行われていたのかということです。さらには、行政側に適切な指導をすべき仕組みが整備されていたかどうかということです。我々は、ここに過ちの真の原因があるのではないかと考えています。（「担当を変えるだけじゃだめなんだよ」と呼ぶ者あり）もちろん、ふれんどりいの家も事業を起こす以上、1 年生としての準備や基礎的な学習をしておく必要もあったし、さらには日々学ぶ姿勢も必要があったと、しかるべきかもしれません。今回、さきに述べた過ちを含め、議会としてしかるという行為を、補助金交付を見合わせるという形で示すのか。また、過ちを含め事業者と行政の受

けるみそぎとして補助金交付を見合わせるという形で示されるのか。この議場で問われます。

我々市政クラブは、しかるという行為、みそぎとして受けなければならないこととして、補助金交付を見合わせるという形ではなく、あえて交付金を給付し事業を継続する中で、事業者における成長とサービスの充実そして発展に努めることがみそぎであり、さらにはそれとともに学び、そして指導することは行政のみそぎであると考えます。そして、その経過を見守り、叱咤激励することが議会としてのしかるという行為ではないでしょうか。我々はそう考えます。

比喩的な表現になりましたが、以上が我々としてのこの案件に賛意を示す理由であり、皆さんにはこれを理解していただき、賛同を求めるものであります。

そして、当局に強く求めておくべきこととして、継続的な適切な指導と監査を実施するよう提示しておきます。

以上で討論を終わります。

最後に、3月31日で退職される職員の皆様には心より感謝と御礼を申し上げます。今後とも健康に留意され、ますますご活躍されることをご祈念申し上げます。ありがとうございます。

以上であります。(拍手)